

## 外国人音楽家の活動と出入国在留管理制度に関する考察

### *A Survey on the Activities of Foreign Musicians, etc. and the Immigration Control and Residency Management System*

杉江 斉 *SUGIE Hitoshi*

(音楽領域)

#### はじめに

演奏家、歌唱家、指揮者、作曲家などの著名な外国人音楽家が来日する際に、音楽大学の教員や、音楽教室の関係者、演奏・歌唱の指導者などが、「せっかく来日するのだから」と、本来の活動日程の合間に、実技レッスン、マスタークラス、クリニック、公開講座、特別講義などの講師として招聘しようとするのは、世界的な指導を受ける貴重な教育機会を最大限に享受したいという動機に基づくものであり、音楽業界の一般的な感覚に照らせば、極めて自然な発想として理解に難くない。

一方で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）上の実務的な観点からみると、このような外国人の招聘は、決して安易に行うべきものではなく、入管法上の様々な事項に十分に留意することが肝要である。なぜなら、このような外国人音楽家を招聘する場合、レッスン料や講師料などの報酬が発生するのが通例であるが、外国人が日本国内で報酬を伴う活動を適法に行うためには、原則として、その活動に該当する就労可能な在留資格を有している必要があるからである。

外国人芸術家の招聘に関し留意すべき入管法上の事項については、2021年度名古屋芸術大学研究紀要第43巻に寄稿した拙著「芸術法務の概観—芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度についての概括的な検討—」<sup>1)</sup>（以下「前稿」という。）において、既に概括的な検討を行った。前稿では、在留資格制度、在留中の活動の範囲、そして外国人芸術家が来日した場合に報酬を伴う活動に該当すると想定される複数の就労可能な在留資格（「芸術」、「興行」、「教授」）の概要について検討したところであるが、本稿では、検討の範囲を外国人「芸術家」から外国人「音楽家」に関する事項に絞り込んだ上で、高校から大学院まで音楽を専攻して楽器演奏者・指導者としての経歴を有し、現在も芸術大学で音楽分野の授業科目を担当する音楽家としての観点と、所属する大学で留学生や外国人客員教授等の入国・在留管理事務に携わるとともに、学外では所属する行政書士会を經由して地方出入国在留管理局長に届け出た行政書士としての経歴を有する入管手続の実務家としての観点から、外国人音楽家の活動と出入国在留管理制度について考察する。

なお、一言で「外国人音楽家」といってもその範囲は広範に及ぶことから、本稿での考察における「外国人音楽家」については、いわゆるクラシック音楽の分野における指揮者、楽器奏者、歌手若しくは作曲家又はトーンマイスターのように音楽芸術に関する高度

な識見を有する録音技師で、音楽の分野における一般の社会通念に照らして相当程度の経歴を有し、かつ、海外において音楽家としての一定の地位を確立している外国人にその射程を絞ることとする。また、このような外国人音楽家は、海外においてその生活基盤が確立されていることから、例えば大学教授等である外国人音楽家が在外研究（サバティカル）などで長期間にわたり日本に滞在して研究活動を行う場合のような一部の例外を除き、一般的に、その日本での滞在期間は数日から数週間程度の短期間に留まるのが通常と考えられる。よって、本稿では、外国人音楽家の日本における滞在期間が数日から数週間の範囲内であると仮定して、検討を行うこととする。

## 第1 在留資格制度の概要

在留資格制度の概要については前稿で検討したが、本稿における考察の前提として、改めてその基本的な事項を確認する。

### 1 在留資格

入管法上、日本に滞在する外国人は、原則として、上陸許可、在留資格取得許可又は、在留資格変更許可を受ける際に決定された在留資格をもって在留することとされており（同法2条の2第1項）、入管法別表第1の在留資格をもって在留する外国人は、その有する在留資格に応じそれぞれ日本において同表の下欄に規定されている活動を行うことができ、同法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者はその有する在留資格に応じそれぞれ日本において同表の下欄に規定されている身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている（同法2条の2第2項）。

なお、同法別表1の在留資格は外国人が日本国内で行おうとする活動に基づく在留資格であることから「活動資格」などと、別表2の在留資格は外国人が有する身分や地位に基づく在留資格であることから「居住資格」などと呼称される場合がある。

入管法別表の在留資格一覧

区 分		在留資格
別表第1	1の表	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2の表	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
	3の表	文化活動、短期滞在
	4の表	留学、研修、家族滞在
	5の表	特定活動
別表第2		永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

### 2 在留中の活動の範囲

入管法別表1の1の表、2の表及び5の表の在留資格をもって在留する外国人は、原則

として、現に有する在留資格に該当する活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「就労活動」という。）を、同法別表1の3の表及び4の表の在留資格をもって在留する外国人は、原則として、一切の就労活動を行ってはならないこととされている（同法19条1項）。

ここでいう「報酬」とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、実費弁償の性格を有し、非課税対象とされているものは含まれないが、実費の範囲を超えるものは報酬とみなされる（審査要領）。ただし、報酬に該当するものであっても、業として行うものではない講演、講義、討論その他これらに類似する活動、助言、鑑定その他これらに類似する活動、小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作、催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これらに類似する活動に対する謝金、賞金その他の報酬のほか、業として行うものでない親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事への従事に対する謝金その他の報酬など、一定の条件に適合する報酬については、「臨時の報酬等」として、上記の「報酬」には該当しないこととされている（同項1号括弧書、入管法施行規則19条の3、審査要領）。また、役務提供が日本国内で行われ、その対価として給付を受けている場合は、対価を支給する機関が日本国内にあるか否か、日本国内で支給されるか否かにかかわらず、「報酬を受ける活動」に該当する（審査要領）。

なお、同法別表1の1の表及び2の表の在留資格は就労活動が可能な在留資格であることから「就労資格」などと、3の表及び4の表の在留資格は就労活動が不可能な在留資格であることから「非就労資格」などと呼称される場合がある。

### 3 資格外活動許可

上記2の原則の例外として、外国人が現に有する在留資格に該当する活動の遂行を阻害しない範囲内でその活動に属しない就労活動（以下「資格外活動」という。）を行うことを希望する場合には、資格外活動許可を受けることによって、その許可に付された一定の条件の範囲内で、資格外活動を行うことができる（入管法19条1項、同条2項）。

### 4 在留資格「教授」

在留資格「教授」に該当する活動は、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」であり（入管法別表1の1の表の「教授」の項下欄）、肩書や常勤又は非常勤の別にかかわらず、報酬を得て、大学、短期大学、大学院、大学の別科又は専攻科等（以下「大学等」という。）で実体的に研究、研究指導又は教育をする活動は、「教授」の在留資格に該当することとされている（審査要領）。

なお、「教授」の在留資格該当性が認められるためには、その外国人が日本で「教授」

の在留資格に該当する活動を行い、その活動によって十分な収入を得られることが必要となるが、在留中に資格外活動により「教授」の在留資格に該当する活動以外の活動も行うことが予定されている場合であって、当該他の在留資格に該当する活動により得られる報酬等の額が「教授」に該当する活動により得られる額よりも多いことが予定されている場合には、当該他の活動の在留資格該当性（上陸基準適合性を含む。）が審査され、（当該他の在留資格について在留資格該当性が認められる場合には、）当該他の在留資格が決定されることとなる（審査要領）。

これらを踏まえると、例えば演奏家、歌唱家、指揮者、作曲家などの外国人音楽家が日本の大学等において、実技レッスンや合奏、合唱、室内楽等の実技系科目の授業を教えたり、公開講座、特別講義等の講師を務めたりする活動は、「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」に該当することから、「教授」の在留資格に該当すると考えられる。

## 5 在留資格「芸術」

在留資格「芸術」に該当する活動は、「収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」であり（入管法別表1の1の表の「芸術」の項下欄）、具体的には、創作活動を行う作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、著述家、写真家等の芸術家や、音楽、美術、文学、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術上の活動について指導を行う者が行う収入を伴う芸術上の活動は、「芸術」の在留資格に該当することとされている。ただし、芸能等を公衆に見せるなどして収入を得ることを目的とする興行の形態で行われる芸術上の活動は、該当しないこととされている（審査要領）。

なお、大学等において芸術上の「研究の指導又は教育を行う活動」は、在留資格「教授」に該当する（審査要領）。また、外国人の行う活動が収入を伴う芸術上の活動であっても、その活動が「興行」の在留資格に該当する場合は、「興行」の在留資格が決定される。例えば、興行の形態で行われるオーケストラの指揮者としての活動は、芸術上の活動であっても、「芸術」の在留資格ではなく、「興行」の在留資格に該当することとなる（審査要領）。

したがって、例えば演奏家、歌唱家、指揮者、作曲家などの外国人音楽家が楽器店や音楽教室などで実技レッスンや合奏、合唱、室内楽等の指導をしたり、マスタークラスやクリニックの講師を務めたりする活動は、「収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動」に該当することから、「芸術」の在留資格に該当すると考えられる。

## 6 在留資格「興行」

在留資格「興行」に該当する活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活

動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）」である（入管法別表1の2の表の「興行」の項下欄）。

具体的には、演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏、スポーツ、サーカス等に出演する活動、出演はしないもののこれらの興行を行う上で重要な役割を担う芸能活動及び出演者が興行を行うために必要不可欠な補助者としての活動や、商品又は事業の宣伝に係る活動、放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動、商業用写真の撮影に係る活動、商業用レコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動、外国人が芸能活動を行うに当たってその存在が不可欠な者としての活動などが該当し、舞台照明係や録音技師の行う活動も「興行」の在留資格に該当することとされている（審査要領）。

ここでいう「興行」とは、特定の施設において公衆に対して演劇、演芸、演奏、スポーツ、サーカスその他のショー等を見せ又は聞かせることをいい、バー、キャバレー、クラブ等に出演する歌手等としての活動もこれに含まれるとされている（審査要領）。

また、興行の形態で行われる演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏等の活動は、芸術上の活動であっても「芸術」の在留資格ではなく「興行」の在留資格に該当し、例えば、公演を行うオーケストラの活動は、芸術家といえる場合であっても、公衆に聴かせ又は見せることを目的とすることから、その活動は「興行」の在留資格に該当することとされている（審査要領）。

したがって、演奏家、歌唱家、指揮者などの外国人音楽家がコンサートホールその他の演奏施設で演奏会その他の公演に出演する活動や、商業用レコードの録音のための演奏を行う活動、録音技師が商業用レコードの録音を行う活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられる。

なお、「興行」の在留資格が認められるためには、上陸基準適合性が求められる（入管法7条1項2号）。

## 7 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）」である（入管法別表1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項下欄）。

日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、人文科学の分野（いわゆる文科系の分野であり、社

会科学の分野も含まれる。)に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に主として従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する（審査要領）。

「自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務で、自然科学の分野に属する技術又は知識がなければ行うことができない業務をいい、「人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務で、人文科学の分野に属する技術又は知識がなければ行うことができない業務をいう。これらは、大学等において理科系又は文科系の科目を専攻して修得した一定の水準以上の専門的知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識ではなく、学問的・体系的な知識を必要とするものであることが求められる（審査要領）。また、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」とは、いわゆる外国人特有の感性（外国に特有な文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法や感受性）を必要とする業務をいう。また、「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」といえるためには、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものであることが求められる（審査要領）。

例えば、演奏家、歌唱家、指揮者、作曲家などの外国人音楽家が企業等に招聘されて演奏等又は作曲に関する専門的な講演（業として行うものではないものを除く。以下同じ。）をする活動を行う場合には、「人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」に該当し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。また、外国人録音技師が企業等に招聘されて録音に関する専門的な講演をする活動を行う場合には、「自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」に該当し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。

ただし、上記で引用した入管法別表1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項下欄の規定の括弧書にあるとおり、外国人が行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に該当する場合であっても、その活動が当該括弧書に規定されている在留資格のいずれかに該当する場合は、これらの在留資格が決定される（審査要領）。

なお、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が認められるためには、外国人が日本で行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当していることに加えて、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）で定められた基準に適合すること（以下「上陸基準適合性」という。）が求められる（入管法7条1項2号）。

## 第2 外国人音楽家の国内滞在中の活動

上記「第1」で改めて確認した在留資格制度の概要を踏まえた上で、ここからは、外国人音楽家が国内滞在中に行うことが一般に想定される活動の具体例と、それらの活動がいずれの在留資格に該当するのかについて検討する。

なお、以下で検討する活動については、いずれも報酬を伴うものであることを前提とする。

### 1 演奏家、歌唱家、指揮者等の外国人音楽家の活動

#### (1) 演奏等を行う活動

演奏家、歌唱家、指揮者等の外国人音楽家が日本国内で行う活動としてまず想起されるのは、コンサートホール等の演奏施設で聴かせ又は見せる目的で演奏、歌唱、指揮等（以下「演奏等」という。）の活動を行うことである。上記「第1」の「6」で述べたとおり、このような活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられるが、「興行」の在留資格が認められるためには上陸基準適合性が求められる。

また、これらの外国人音楽家が日本国内で行われる商業用レコードの録音で演奏する場合も、同様に、このような活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられる。

なお、上記「第1」の「6」で検討した内容を踏まえれば、このような外国人音楽家が大学等に招聘されて公開講座等で演奏等の活動を行う場合であっても、その公開講座が専ら演奏等を聴かせ又は見せる態様で行われるときは、その活動は「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「教授」ではなく「興行」の在留資格に該当するものと考えられる。

#### (2) 演奏、歌唱又は指揮に関する指導・講演

演奏家、歌唱家、指揮者等の外国人音楽家が日本国内で演奏等の指導をする活動を行う場合、その活動がどのような場所で行われるのかによって、その活動が該当する在留資格が異なると考えられる。

例えば、これらの外国人音楽家が日本の大学等において、実技レッスンや合奏、合唱、室内楽等の実技系科目の授業を教えたり、公開講座、特別講義等の講師を務めたりする場合、上記「第1」の「4」で述べたとおり、その活動は「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」に該当することから、「教授」の在留資格に該当すると考えられるし、例えばこれらの外国人音楽家が楽器店や音楽教室などで実技レッスンや合奏、合唱、室内楽等の指導をしたり、マスタークラスやクリニックの講師を務めたりする場合、上記「第1」の「5」で述べたとおり、そ

の活動は「収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動」に該当することから、「芸術」の在留資格に該当すると考えられる。

また、企業等で演奏等に関する専門的な講演の講師を務める場合、上記「第1」の「7」で述べたとおり、その活動は「人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」に該当し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。

## 2 外国人作曲家の活動

### (1) 作曲に関する指導・講演

外国人作曲家が日本国内で作曲等の指導をする活動を行う場合、上記「1」の「(2)」の場合と同様に、その活動がどのような場所で行われるのかによって、その活動が該当する在留資格が異なると考えられる。

例えば、外国人作曲家が日本の大学等において、作曲のレッスンや授業を教えたり、公開講座、特別講義等の講師を務めたりする場合、上記「第1」の「4」で述べたとおり、その活動は「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」に該当することから「教授」の在留資格に該当すると考えられるし、楽器店や音楽教室などで作曲のレッスンを教えたり、マスタークラスやクリニックの講師を務めたりする場合、上記「第1」の「5」で述べたとおり、その活動は「収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動」に該当することから「芸術」の在留資格に該当すると考えられる。

また、企業等で作曲に関する専門的な講演の講師を務める場合、上記「第1」の「7」で述べたとおり、その活動は「人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」に該当し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。

### (2) 自らの作品が演奏される演奏会等への出演

外国人作曲家が日本国内で行われる自らの作品が演奏される演奏会等へ出演する場合、例えば外国人作曲家自身がその演奏の指揮をするのであれば、上記「1」の「(1)」の場合と同様に、その活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられるが、「興行」の在留資格が認められるためには上陸基準適合性が求められる。

また、公衆に対して見せ又は聞かせることを目的として行われる演奏会中のトークショーのような態様で演奏会へ出演する場合も、同様に、その活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられる。

### (3) 自らの作品が録音される商業用レコードの録音

外国人作曲家が日本国内で行われる自らの作品の演奏が収録される商業用レコードの録音に出演する場合、例えば外国人作曲家自身がその演奏の指揮をするのであれば、上記「1」の「(1)」の場合と同様に、その活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられるが、「興行」の在留資格が認められるためには上陸基準適合性が求められる。

## 3 外国人録音技師の活動

### (1) 商業用レコードの録音

外国人録音技師が日本国内で行われる商業用レコードの録音に係る活動を行う場合、上記「第1」の「6」で述べたとおり、このような活動は、「演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動」に該当することから、「興行」の在留資格に該当すると考えられるが、「興行」の在留資格が認められるためには上陸基準適合性が求められる。

### (2) 録音に関する指導・講演

外国人録音技師が日本国内で作曲等の指導をする活動を行う場合、上記「1」の「(2)」の場合と同様に、その活動がどのような場所で行われるのかによって、その活動が該当する在留資格が異なると考えられる。

例えば、外国人録音技師が日本の大学等において、録音授業を教えたり、公開講座、特別講義等の講師を務めたりする場合、上記「第1」の「4」で述べたとおり、その活動は「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動」に該当することから「教授」の在留資格に該当すると考えられるし、企業等で録音に関する専門的な講演の講師を務める場合、上記「第1」の「7」で述べたとおり、その活動は「自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」に該当し、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。

## 4 一在留一在留資格の原則

上記「6」までを踏まえると、例えば所属するオーケストラの演奏旅行で来日した外国人音楽家が国内滞在中にオーケストラの公演スケジュールの合間を縫って音楽大学で公開授業の講師を務めたり、音楽教室で実技レッスンを指導したり、楽器店主催のマスタークラスで講師を務めたりするためには、「興行」の在留資格に加えて「教授」と「芸術」の在留資格も申請すれば何も問題ないように思えるかもしれない。

しかしながら、入管法及び入管法施行規則は、外国人が上陸許可、在留資格変更許可又は在留期間更新許可を受けて日本に適法に在留するためには、1個の在留資格と、それに

対応する1個の在留期間が決定されることを必要としており、同時に複数の在留資格を有したり、終期の異なる数個の在留期間を有したりすることは許容していないものと解されている（名古屋高判平15・8・7（平成14（行コ）50），裁判所ウェブサイト）。これを一在留一在留資格の原則といい、「入管法における最も根源的な原則」<sup>2)</sup>とされている。

したがって、入管法上、同一人物に対し同時に複数の在留資格を付与することは認められておらず、「外国人が日本に適法に在留するためには、一在留一在留資格の原則により、1個の在留資格（とそれに対応する1個の在留期間）を有していることが必要」<sup>2)</sup>なのである。

### 第3 入管法上の実務的な事項

#### 1 1つの在留資格に該当する活動のみを行おうとする場合

ここまでの検討内容を踏まえると、入管法上の実務的な観点からみれば、外国人音楽家を招聘するに当たっては、来日中にその招聘目的である活動以外の活動を一切行わない形で招聘するのが、入管法上の問題が生ずるおそれがない最もシンプルな方法であるといえる。また、仮に来日中にその招聘目的である活動以外の活動を行おうとする場合であっても、全ての活動がいずれか1つの在留資格に該当する活動の範囲内に収まっていれば、基本的には入管法上の問題が生ずる蓋然性は低く、適切に在留申請手続を行えば、予定されている活動を全て支障なく適法に行うことができると考えられる。

#### 2 複数の在留資格に該当する活動を行おうとする場合

それでは、外国人音楽家が来日中に複数の在留資格に該当する活動を行おうとする場合には、どのようなことが考えられるであろうか。

##### (1) 在留中の主たる活動に該当する在留資格の判定

上記「第1」の「1」で述べたとおり、在留資格は、原則として、上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可を受ける際に決定されるが、上記「第2」の「4」で述べたとおり、「外国人が日本に適法に在留するためには、一在留一在留資格の原則により、1個の在留資格（とそれに対応する1個の在留期間）を有していることが必要」（山脇，2017，p. 15）であるから、外国人音楽家が来日中に複数の在留資格に該当する活動を行おうとする場合、まず問題となるのが、どの在留資格をもって日本に在留するのかという点である。

このような場合、筆者のこれまでの経験則に照らせば、滞在中に予定されている全ての活動のうち、滞在日程中の各活動に従事する期間が占める割合や、各活動に対する報酬額等々の要素を総合的に勘案して在留中の主たる活動に該当する活動を判定し、その活動に該当する在留資格を申請することとなる。

もちろん、どの活動が在留中の主たる活動に該当するのかを判定するのは素人には困難であるし、最終的に在留資格を決定する権限を有するのは入国審査官であることから、どの在留資格を申請すべきか、事前に管轄出入国在留管理官署の入国審査官に相談するのが望ましいであろう。また、その際には、あらかじめ招聘する外国人音楽家の滞在中に予定している全ての活動やその日程をなるべく詳細に把握した上で、事情等を包み隠さず明らかにすることが肝要である。筆者のこれまでの経験則に照らせば、このような相談を事前に十分な時間的余裕をもってしておくことで、入国審査官から適切な助言や指導を受けることができるし、その助言や指導にしたがって必要となる疎明資料等をあらかじめ十分に調べた上で申請を行えば、申請に対する審査も円滑に行われるであろう。

そして、次に問題となるのが、それでは申請する在留資格に該当する活動以外の活動については、どうするのかという点である。

## (2) 資格外活動許可

上記「第1」の「3」で述べたとおり、外国人が資格外活動を行うことを希望する場合には、資格外活動許可を受けることによって、その許可に付された一定の条件の範囲内で、これを行うことができる（入管法19条1項、同条2項）。

よって、資格外活動許可を受けることによって、申請する在留資格に該当する活動以外の活動も適法に行うことができるが、資格外活動許可申請は申請人である外国人が日本に在留中でなければすることができないほか、資格外活動許可申請の標準処理期間は「2週間～2か月」<sup>3)</sup>とされており、これはあくまでも「標準」的な処理期間であることから2週間よりも短い期間で処理される場合もあれば2か月よりも長い期間を要する場合もあるものの、いずれにしても申請から許可までには相当の期間を要する。また、申請をしたとしても許可を受けるまでは資格外活動を行うことはできないことから、十分に注意が必要である。

上記(1)で述べた相談を行う際に、あわせて、どの活動について資格外活動許可が必要となるのかなど、資格外活動許可申請についても相談しておくのが望ましいと考えられる。

## (3) 在留資格変更許可

あまり現実的ではないかもしれないが、もう一つの可能性としては、在留資格変更許可が挙げられる。

在留資格を有する外国人は、在留資格変更許可申請をすることにより、法務大臣が在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があると認めた場合には、別の在留資格への在留資格の変更を受けることができることとされている（入管法20条1項、同条2項）。

しかしながら、在留資格変更許可申請の標準処理期間は「1か月～2か月」<sup>4)</sup>とされており、資格外活動許可の場合と同様にこれはあくまでも「標準」的な処理期間であること

から1か月よりも短い期間で処理される場合もあれば2か月よりも長い期間を要する場合もあるものの、いずれにしても申請から許可までには相当の期間を要する。また、申請をしたとしても許可を受けるまでは申請をした在留資格に該当する活動を行うことはできないほか、在留資格変更許可を受けた場合、変更後は、資格外活動許可を受けた場合を除き、変更前の在留資格に該当する活動を行うことができない。

これらが「あまり現実的ではないかもしれないが」と述べた理由であるが、上記(1)で述べた相談をあらかじめ行っておけば、仮に、在留資格変更を受けることが適当と考えられるような場合には、入国審査官からその旨の助言や指導を受けることができる筈である。

#### 第4 まとめ

ここまでの検討を踏まえると、外国人音楽家が数日から数週間といった比較的短期間の来日中に複数の在留資格に該当する報酬を伴う活動を適法に行うためには、入管法上の様々な制約を克服する必要があることがわかる。

本稿の冒頭で述べたとおり、外国人音楽家が来日する際に、「せっかく来日するのだから」と招聘を望む思いは、筆者自身も音楽に携わる者として十分な共感をもって理解することができる。しかしながら、そのような際には、一旦立ち止まり、上述したような入管法上の諸課題について十分に検討した上で、これらの課題を克服できる見込みを立てた上で物事を進めることが肝要であるといえよう。

もっとも、音楽家の視点から見れば、演奏活動とレッスン、マスタークラスなどの指導活動は、音楽家の仕事の両輪ともいえる主要な部分をなすものであり、外国人音楽家が同一の在留資格のもとでは特別な手続なくしてこれら両方の活動を行い得ない入管法上の制約は、必ずしも合理的であるとはいえない。しかしながら、そうであるからといって、入管法上の規制を無視してそのような不適法な活動を外国人音楽家に依頼したり、そのような不適法な活動を実際に行わせたりするというのは、社会通念に照らし、また法令遵守の観点から、決して正当化され得るものではない。

筆者のこれまでの経験則に照らせば、このような入管法上の制約の下でも、十分な時間的余裕をもって、あらかじめ外国人音楽家の来日中に行おうとしている全ての活動及びその日程をなるべく詳細に把握した上で事前に管轄出入国在留管理官署の入国審査官に相談して十分な事情説明を行い、入国審査官から受けた助言及び指導にしたがって必要な手続を執ることによって、（もちろん、どうしても希望している活動の一部のキャンセルをお願いせざるを得ない場合もあり得るが、）外国人音楽家が当初希望していた活動の全部又は大部分を支障なく適法に行うことができるケースは少なくない。

#### むすびに

一方で、音楽家の視点から見れば、これらの入管法上の制約には、合理性に欠ける側面

があることは否定できない。本稿における考察で検討しているような外国人音楽家が日本国内で行う活動は、概して日本の音楽分野における芸術文化の発展に資するものであり、日本の社会に何らかの好ましくない影響を及ぼすとは考えにくい。むしろ、本稿の冒頭で述べたような世界的な指導を受ける貴重な教育機会の最大限の活用という観点からは、そのような外国人音楽家の活動を規制することにより得られる社会的利益よりも、教育機会の喪失による不利益の方が大きいといえるかもしれない。このような現状に鑑みると、外国人音楽家がより自由に演奏及び指導の活動に従事することができるようになり、ひいては日本の音楽分野における芸術文化の発展により資することに繋がるよう、音楽業界として、立法者や政策立案者に対し、出入国在留管理制度の改正を働きかけていくことが望まれるのではなかろうか。

## 文献目録

- 1) 杉江育. 芸術法務の概観—芸術及び芸術上の事業活動に関する各種法制度についての概括的な検討—. 愛知県北名古屋市：名古屋芸術大学, 2022.
- 2) 山脇康嗣. [新版] 詳説入管法の実務—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—. 新版初版. 名古屋市：新日本法規出版, 2017. ページ：15. ISBN978-4-7882-8329-9.
- 3) 出入国在留管理庁. 資格外活動許可申請. 出入国在留管理庁ウェブサイト. (オンライン) (引用日：2025年10月16日.) <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>.
- 4) ———. 在留資格変更許可申請. 出入国在留管理庁ウェブサイト. (オンライン) (引用日：2025年10月16日.) <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>.